

児童手当制度改正 手続き要否確認チャート

現在、射水市こども福祉課から中学生以下のお子さんの分の児童手当（特例給付）を受給していますか

はい

いいえ

高校生年代のお子さんがいますか

養育する父または母のうち令和5年中の所得が高い方の職業は「公務員」ですか

はい

はい

高校生年代のお子さんは算定児童（同居又は別居監護児童として児童手当の申請をしたことがあること）ですか

勤務先にお問い合わせください

いいえ

いいえ

はい

大学生年代の子（18歳到達後最初の年度末から22歳到達後最初の年度末まで）と高校生以下の児童の合計人数が3人以上いますか

所得の高い方の住民登録地は「射水市」ですか

いいえ

いいえ

手続き不要

提出書類

はい

所得の高い方の「住民登録地」へお問い合わせください

大学生年代の子（18歳到達後最初の年度末から22歳到達後最初の年度末まで）と高校生以下の児童の合計人数が3人以上いますか

・「監護相当・生計費の負担についての確認書」

大学生年代の子（18歳到達後最初の年度末から22歳到達後最初の年度末まで）と高校生以下の児童の合計人数が3人以上いますか

いいえ

はい

はい

いいえ

提出書類

提出書類

提出書類

提出書類

①
・「額改定請求書」

②
・「額改定請求書」
・「監護相当・生計費の負担についての確認書」

③
・「認定請求書」
・「監護相当・生計費の負担についての確認書」

④
・「認定請求書」

※児童と別居等の場合、別途書類が必要です。